

日程第十一 区域外給水依頼について

(議案第50号)

日程第十二 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

(議案第51号)

日程第十三 非常勤の特別職の職員、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(議案第52号)

日程第十四 福生町々会に関する条例を廃止する条例について

(議案第53号)

審査報告

日程第十五 業務委託に関する協定書の同意方について

(議案第54号)

審査報告

日程第十六 積立金設置について (議案第55号) 審査報告

日程第十七 積立金設置について (議案第56号) 審査報告

日程第十八 昭和三十一年度福生町水道事業会計追加更正予算案

第一回 (議案第58号)

審査報告

日程第十九 昭和三十一年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算案「第二回」 (議案第59号)

審査報告

日程第二十 昭和三十一年度福生町公益質屋特別会計歳入歳出追加更正予算案「第二回」 (議案第60号) 審査報告

審査報告

日程第二十一 昭和三十一年度福生町々会と場特別会計歳入歳出追加更正予算案「第二回」 (議案第61号) 審査報告

審査報告

日程第二十二 昭和三十一年度福生町歳入歳出予算案 (議案第62号)

審査報告

日程第二十三 昭和三十一年度福生町水道事業会計予算案 (議案第63号)

審査報告

日程第二十四 昭和三十一年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出予算案 (議案第64号)

審査報告

日程第二十五 昭和三十一年度福生町公益質屋特別会計歳入歳出予算案 (議案第65号)

東(議案第三三三号)

審査報告

日程第三十二 昭和三十一年度福生町々管と場特別会計歳入歳出予

算案(議案第三三七号)

審査報告

日程第三十三 特別会計の設置について(議案第三三八号) 審査報告

日程第三十四 昭和三十一年度福生町福生町計画福生町地区画整理

事業特別会計歳入歳出予算案(議案第三三九号)

審査報告

日程第三十五 一時借入金について(議案第四〇号)

審査報告

日程第三十六 寄附受領について(議案第四一号)

審査報告

日程第三十七 熊川下水路とつばく排水路設置に関する請願書

(請願第三三三号)

審査報告

一 本日の会議事件は次の通りである

議事日程に同じである

開会 午前九時八分

一 議長(石川信義)

ただ今より昭和三十一年度第一回福生町議会定例会第二日目の会議を開きます。現在の出席議員は三十一名であります。よって本日の会議は成立いたしました。議事に八年前の町長さんから挨拶を願います。

一 町長(瀬古靖蔵)

去る十一日から本日までの五日間の非常な長い会期をもちまして、三十七年度の追加更正予算並に三十一年度の当初予算の審議を載せまして、各委員会におきまして審議がなされまして、本日、本日の会議におきましておわりゆる面から御検討いただき、なるべく御可決あらんことをお願い申し上げます。早朝よりお願いした議案の慎重

一 議長(石川信義)

日程にハる前に今日の日程につきまして議会運営委員会
委員長より報告願います。

二番(磯村武夫)

今日の日程につきまして二日目に委員会をもちまして日程
の取り扱へにつきまして慎重審議をいたしまして追加日程
は出ておりまして本日一日でもって全部結了したまいの
で日程の変更をいたさないという事は議員の決意事項に
あります。理由としましては、大体担当委員会十分
の研究を載いて、議案を追加したいものであるが
以下の理事者の方から説明があり、各委員の御質問に
よって慎重に審議を載き又、審査報告におきまして
は各委員長から十分の御質問があると思つます。以上
申し上げました理由により本日中午に議案を終ら
せたいと思つますのでよろしくお願ひ申し上げま

す。尚日程の第四に議案第五号が挿入されておりますがこ
いは三十七年度追加更正予算に関連があり日程の変更が
してありますので予め承の上御審議願ふこと
と思つます。以上申し上げた点につきまして御検討願
ひたいと存じます。

一議長(石川信義)

今日の議事日程につきましてただ今議会運営委員長から
説明がありました通り御協力方よろしくお願ひいた
します。

一議長(石川信義)

日程第一会議録署名議員の指名についてを議題に供します。
署名議員の指名は会議規則第九条の規定により議長に
おいて指名いたします。四番清水議員、七番安本議員
八番斎藤議員以上三名の方にお願ひいたします。

一議長（石川信義）

日程第三編生町の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議案第四号を議題に供します。局長として議案の朗読をいたします。

一事務局長（金子國利）

朗読

一議長（石川信義）

理事府からの提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊夫）

議案第四号福生町の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。昭和三十七年度における公務員の給与改正問題につきまして昨年の八月に人事院勧告がなされたのであります。御承知のように国会審議の関係におきまして、石炭関連法案

等から合せまして予想以上に法案の成立が遅いまいにために各市町村における職員給与条例の改正案の提出が年度おそりくになつたことをまず御承知願ひます。今回の条例改正案のねらいは諸物価の高騰とら合せ職員給与と平均したりますと一割程度新規採用で多少なりとも千五百円（ベースアップ）とするところと、それから国家公務員に準じまして年度末制度を新たに設けること等が主たる内容になつておるの心あります。国にならざるで地方公務員も昨年の十一月にさかのぼって通票一とらうとらうことになつております。それでは条例案の内容について御説明申し上げます。御承知のとおり改正は全部十一条の三の改正であります。

勤勉手当に関する規定でございます。要するに
三月十五日に在職する職員に對し給与額の百
分の二十、二割にあたる勤勉手当と年度末手当と
いうわけであります。この勤勉手当を三月十五日現
在の職員に對して支給し、そのかわり六月十五日
と十一月十五日に支給する勤勉手当は現在はお金
と年末で合計百分の七十五と一といたつて
あります。がそれを百分の三十五とつて合計百分の六十
と現行より百分の二十五だけ切り取り年度末手
当を出し、しても年間を通じて勤勉手当の
合計は實質的には百分の五だけかふえな
いといふようにいたします。尚
他にこの条文を見ますと勤勉手当の支給であ
ります。三月十五日又十一月十五日か日曜日にあ
る時はその前日の十四日に支給することと
又支給日前に一月以内の退職あるいは死した
職員に對し、しても一定の率で勤勉手当も
支給することとあります。この機会に支給方法の合理化も合せて計らうと
するものであります。次に別表一及び二の改正
であります。別表その一と申しますのは一般
の事務及び技術職員の俸給表であります。別表
二は作業員であります。交換手、運転手、等関連
した業務に従事する職員の俸給表でございます。
俸給額の新旧対照表も議案に添付してあります。
が要するに平均一割程度ベースアップであること
と最低二十五円はベースアップであること
改正事項でございます。今後は、高校卒の初任給

勤勉手当に関する規定でございます。要するに
三月十五日に在職する職員に對し給与額の百
分の二十、二割にあたる勤勉手当と年度末手当と
いうわけであります。この勤勉手当を三月十五日現
在の職員に對して支給し、そのかわり六月十五日
と十一月十五日に支給する勤勉手当は現在はお金
と年末で合計百分の七十五と一といたつて
あります。がそれを百分の三十五とつて合計百分の六十
と現行より百分の二十五だけ切り取り年度末手
当を出し、しても年間を通じて勤勉手当の
合計は實質的には百分の五だけかふえな
いといふようにいたします。尚
他にこの条文を見ますと勤勉手当の支給であ
ります。三月十五日又十一月十五日か日曜日にあ
る時はその前日の十四日に支給することと
又支給日前に一月以内の退職あるいは死した
職員に對し、しても一定の率で勤勉手当も
支給することとあります。この機会に支給方法の合理化も合せて計らうと
するものであります。次に別表一及び二の改正
であります。別表その一と申しますのは一般
の事務及び技術職員の俸給表であります。別表
二は作業員であります。交換手、運転手、等関連
した業務に従事する職員の俸給表でございます。
俸給額の新旧対照表も議案に添付してあります。
が要するに平均一割程度ベースアップであること
と最低二十五円はベースアップであること
改正事項でございます。今後は、高校卒の初任給

は一万一千四百円短大卒は一万二千九百円、大学卒は一万四千円、と考へておる次第でございます。本件を實施いたしますと、もちろん賤價的には交付金でもおとさるわけでございますが、初年度でありまして昭和二十七年度的におきましても五百万円あまりの賤價を必要とするわけでございますが、これは本日御議決戴きます追加予算におきまして予算措置をいたしておるわけでございます。従いまして三十年度からは一万のおまりの賤價を必要とすることになるわけでございます。尚、創設の付則におきましては非常に長いのでありますが必要とするに給ふの切り換えに必要ないろ／＼な事務的措置を細かく具体的に規定してあり、非常に技術的なことではありますので、御説明は省略いたし

ますか、慎重に審議戴しましてよろしく御可決あらんことをお願いいたします。

議長（石川信義）

いふ質疑をいたします。

「異議なしと呼ぶ者あり」

議長（石川信義）

いふ質疑は結了いたしました。

議長（石川信義）

おはかりいたします、議案第四号は原案通り決するに御異議ありませんか、

「異議なしと呼ぶ者あり」

議長（石川信義）

御異議なしと認めます、よって議案第四号は原案通り可決いたしました。

議長（石川信義）

次に日程第三福生町教育委員会委員長の給与及び旅費に
関する条例の一部を改正する条例について議案第四三号
を議題に供します。市長として議案の朗読をいたさせ
ます。

（事務局長（金子国利）

朗読

議長（石川信義）

理事者からの提案理由の説明を求めます。

（助役（藤崎俊夫）

議案第四三号 福生町教育委員会委員長の給与及び旅費
に関する条例の一部を改正する条例について説明用
に上げます。ただ今この議決をされた一般職員給
と条例の改正に順応して教育長の給与費、昨年

の十月一日にさかのぼって従来は二万五千円以上三万五千円
までと三万五千円以上五万円までの改めようとする
目の心があります。現在教育長の給与は三〇二千四百
円に決まっています。即可決あらんことをお願ひいたします。

議長（石川信義）

このより質疑を行います。

「異議なしと呼ぶ者あり」

議長（石川信義）

このより質疑を終結いたします。

議長（石川信義）

おはかりいたします。議案第四三号は原案通り決するに
し異議ありませんか。

「異議なしと呼ぶ者あり」

議長（石川信義）

議長(石川信義)

一、事務局長（生子国利）

朗
競

議長(石川信義)

理事者からの提案理由の説明を求めます。

一助役(篠崎俊夫)

議案第五号 福生町長等 給与に關する条例の一部を改正
する条例について説明申しとします。一、わゆる三役り給
正
與とは一昨年の議決と載いて現行は町長が此方由三千四

助役が五万三千円収入後が五万円です。一般職員
員の給与率例改正等の関係と今回一般職員にならな
い。昨年十月一日にさかのぼってそれ以前は一万円づつ
給与をアップしようとするものであります。率例案
に出しております。ように入収入後が改正給与六万円助役
が六万五千円町長が八万三千円となつております。
即可決あらんことを切願いたします。

議長（石川信義）

こゝより質疑を行はす。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一、鐵長（石川信義）

こゝに又質疑を結結いたします。

議長 石川信義

おはかりいたします。議案第五号は原案通り決す

3に市県議ありませんか。

「県議は」と呼ぶ者あり」

議長（石川信義）

市県議は」と認めます。よって議案第四五一号は原案通り可決いたしうす。

議長（石川信義）

次に日程第五昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正予算案議案第四四号と議題に供します。局長より議案の朗読をいただきます。

事務局長（生子国利）

朗読

議長（石川信義）

理事者からの提案理由の説明を求めます。

一助役（條崎俊夫）

議案第四四号 昭和三十一年度福生町歳入歳出第四回目の追加更正予算案について説明申し上げます。この更正予算案は本年度最終の予算案でございます。予算の追加額は約二千四万円、その内、おさますかその大半はたか今市議決載きました職員の給与改定、あるいは年度未及の年度不手当の不足分と人件費の追加が主たる内容になっておるわけでございます。一か一はかう三十一年度における一般会計の最終予算規模はこの予算案にありまして、今回の追加によりまして、二億七千万円を突破したのでございまして、前年度の最終予算額が約二億円であったのを比較すると、実に三十七%の伸びと云うことになっております。又町民一人当りの予算額が本年度をもちまして年間一百万を突破し、三月一日現在で約三万六千円で

ふびます。一億七千万の予算ということは町民一人当り
年毎一万円を突破してあるということも他面町税の一
人当りの負担額が約四千五百円であることから考えま
すと、誠にや同慶にたえは、次第にふびます。歳入
予算の第一款町税におきましては、今四七、百二十、三、四、千
三千円を追加した一、千、七、百、三、十、千、円と
一億一千七百九十、七、千、三、百、三、十、千、円と
なり、わけでありま
す。次に第三款地方税交付税におきましては、今回の
追加が三百四十、四、千、九、百、円、で総額は二千三百七、十、七、千、円に
なるわけにふびます。この二千三百七、十、七、千、円が昭和三十、七、年
度における福生町に付する決定額であります。三十、七、年
度は千四百七、十、一、千、二、百、円であつたのが九百五、十、八、千、円、
約一千万円ほど伸びております。第四款は公営企業、
及び財産収入であります。三、百、円を追加しようとする

ものでございます。これは役場の意見からいふと、分室の
隣りの建物の売却代金収入であります。第五款分担金及
び負担金におきましては、百八、七、千、九、百、三、十、円を追加
しようとするものでございます。これは、市町により、都市下水路
暗渠施設の旧利権用地を買収するため、負担金収
入、それから羽村、福生、秋葉の三町で建設した一、千、一、
十、万、円、建設費の負担金収入にふびます。第三款
使用料及び手数料におきましては、三、十、四、万、七、千、円を追加し
ようとするものでございます。これは、主として、塵芥処理
手数料の自然増収分であります。第七款の国庫支出金の
おきましては、三、十、五、千、五、百、七、十、二、円を追加しよう
とするものでございます。これは、七つの国庫支出金の精算
交付額の予算未計上分を合計して追加しようとし
るもので、千、三、の都からの支出金の精算交付額の予算